

大阪進出をご検討の事業者の方へ

賃料助成の ご案内

大阪市

本社機能立地促進助成金

大阪市では、《大阪市内に本社機能を有する事業所等を新たに設置する事業者》を対象に、建物賃借料の一部を助成しています。

助成対象経費

大阪市内に新たに
設置した拠点に係る

建物賃借料

助成対象経費の上限：5,000円/㎡

助成期間

事業開始の翌月から

24 か月間

助成割合

建物賃借料の

50 %

助成金額の上限：100万円/月

募集期間：令和7年10月8日（水）～令和7年11月7日（金）

助成対象事業

■大阪市内に新規立地する事業所等において、本社機能の業務を実施するもの（※）

※事務所（調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理部門）、
研究所（研究開発において重要な役割を担うもの）、研修所（人材育成において重要な役割を担うもの）

主な助成要件・注意事項

- 過去5年の間、大阪市内に事務所、営業所、工場、店舗、倉庫等の事業活動に係る拠点を設けていないこと
- 日本国内での会社の設立登記から交付申請の前日までの期間が5年を超えていること
- 交付申請を行った日時点で、資本金等の額が1,000万円以上であること
- 国、地方公共団体その他機関からの新規立地に係る助成金等の給付について交付決定又は交付を受けていないこと
- 助成対象事業を令和8年2月末までに開始すること
- 新規立地しようとする建物の賃貸借契約前に申請を行うこと（※）
- 助成対象事業の継続義務あり（事業開始後4年間）

※令和8年3月以降に助成対象事業の開始を予定しており、かつ、賃貸借契約を令和8年2末日までに締結する特別の事情がある場合は、
賃貸契約締結前に限り、「事業計画にかかる賃貸借契約予定概要の申出」を行うことができます

助成要件の詳細については、募集要項、助成金交付要綱をご確認ください



《担当窓口》 大阪市 経済戦略局 立地交流推進部 立地推進担当

(Tel) 06-6615-6765 / (Mail) ga0024@city.osaka.lg.jp